

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（287）」
2. 日時：平成29年8月22日 10時00分～17時15分
3. 場所：原子力規制庁 19階資料学習室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、田尻安全審査官、津金安全審査官、大塚安全審査官、  
穂藤保安規定係長、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、日野原子力規制専門員

（システム安全研究部門）

笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員 発電管理室長代理 他13名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力業務 副長

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部設備技術グループ  
主任

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力運営）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当 他1名

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、本日の提出資料及び第495回審査会合資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - 中央制御室の床下コンクリートピットについて、安全区分に対する火災検知及び消火設備の独立性及び多重性について説明すること。また、自動消火設備の消火剤噴出範囲及び排煙に対する設計方針について整理して提示すること。
  - 原子炉等規制法に基づく火災防護計画及び消防法に基づく消防計画について、相互の関係及び役割を明確に整理して示すこと。
  - 二酸化炭素自動消火設備に係る火災感知器の設置方針について、自動起動ロジックの考え方並びに熱感知器及び煙感知器の設置数の考え方を再整理して説明すること。

- 重要度分類審査指針に基づく安全機能及び系統の抽出において、抽出された構築物、系統又は機器の安全機能、火災による安全機能への影響等を整理し提示すること。また、網羅的に抽出していることを示すこと。
- ケーブルトレイに使用する耐火ラッピングの火災耐久試験について、試験方法が建築基準法等に基づく標準的な試験方法と同等であることを整理して提示すること。また、試験の判定基準の考え方を整理して提示すること。
- ケーブル処理室の火災感知・消火の方針について、系統分離のため設置する床面ケーブルトレイ及びケーブルトレイを防火シートで覆いその状態を維持するもの（複合体）に対する方針を含めて再整理して説明すること。
- 火災防護対象機器のうち3時間耐火ラッピングを実施する機器について、当該機器の火災影響軽減及び火災感知への影響を踏まえたうえで、3時間耐火ラッピングの具体的な実施方法について整理して説明すること。
- 火災の影響軽減における系統分離対象とその考え方について、系統分離のイメージを添付するとともに系統分離方針について整理して説明すること。
- 格納容器内の系統分離について、現状では基準要求を満足していないが、日本原電として対策を実施することで基準要求と同等の系統分離が実行できるとしている具体的な対策の詳細を整理して提示すること。
- 火災防護計画において、通路部にある可燃物等に関する事項をどの項目に記載するのか整理して提示すること。
- 火災区域の設定における系統分離に対する安全区分、火災区域及び火災区画の設定の考え方並びに設定内容の具体について整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設」及び「33条 保安電源設備」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から、本日の説明内容は審査資料に適切に反映させるように指摘を行った。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（火災による損傷の防止について）
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（審査会合コメント回答）
- ・ 東海第二発電所 内部火災について
- ・ 東海第二発電所における内部火災影響評価について
- ・ 東海第二発電所における火災防護対象機器等の系統分離について

- ・ 那珂発電所または茨城変電所が全停した場合の東海第二発電所への電力供給の確実性について
- ・ 燃料集合体落下時の使用済燃料プールライニングの健全性について
- ・ 東海第二発電所にて取り扱う燃料集合体重量について